

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 4 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（普通免許状の検定授与の出願）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 ～ 5 略</p> <p><u>6 ・ 7</u> 略</p> <p>（単位の修得方法）</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 ・ 3 略</p> <p>4 第 1 項の場合において、免許法施行規則附則第 29 項及び第 30 項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>5 ・ 6 略</p> <p>別表第 7（第 16 条の 2 関係）</p>	<p>（普通免許状の検定授与の出願）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 ～ 5 略</p> <p><u>6 免許法附則第 19 項に規定する検定を受けて免許法施行規則附則第 10 項の表の第 1 欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類のほか、免許法施行規則附則第 7 項各号に定める基礎資格を有することを証明する書類、実務に関する証明書（様式第 7 号）及び免許法施行規則附則第 10 項の表の第 3 欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>7 ・ 8</u> 略</p> <p>（単位の修得方法）</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 ・ 3 略</p> <p>4 第 1 項の場合において、免許法施行規則附則第 33 項及び第 34 項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第 4 のとおりとする。</p> <p>5 ・ 6 略</p> <p>別表第 7（第 16 条の 2 関係）</p>

改正前					改正後				
(1) 小学校教諭に係る教科に関する科目の単位の修得方法 免許法施行規則第2条第1項に掲げる教科に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。 (2)・(3) 略 (4) 幼稚園教諭に係る教科に関する科目の単位の修得方法 免許法施行規則第5条第1項に掲げる教科に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。					(1) 小学校教諭に係る教科に関する科目の単位の修得方法 免許法施行規則第3条第1項に掲げる教科に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。 (2)・(3) 略 (4) 幼稚園教諭に係る教科に関する科目の単位の修得方法 免許法施行規則第2条第1項に掲げる教科に関する科目のうち1以上の科目について最低修得単位数を修得するものとする。				
別表第9（第16条の2関係）					別表第9（第16条の2関係）				
(1) 小学校教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法					(1) 小学校教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法				
最低修得単位数	教職に関する科目				最低修得単位数	教職に関する科目			
	第1欄	第2欄	第3欄			第1欄	第2欄	第3欄	
	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
9以下	2（第2欄の科目1単位以上を含む。）		5（第3欄の科目3単位以上を含む。）		9以下	2（第2欄の科目1単位以上を含む。）		5	
10以上 14以下	3（第2欄の科目2単位以上を含む。）		7（第3欄の教育課程及び指導法に関する科目4単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目1単位以上を含む。）		10以上 14以下	3（第2欄の科目2単位以上を含む。）		7（教育課程及び指導法に関する科目4単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目1単位以上を含む。）	
15以上 19以下	4（第2欄の科目3単位以上を含む。）		11（第3欄の教育課程及び指導法に関する科目7単位以上並び		15以上 19以下	4（第2欄の科目3単位以上を含む。）		11（教育課程及び指導法に関する科目7単位以上並びに生徒指	

改正前				改正後					
			に生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目2単位以上を含む。)				導、教育相談及び進路指導等に関する科目2単位以上を含む。)		
20以上	6 (第2欄の科目4単位以上を含む。)		14 (第3欄の教育課程及び指導法に関する科目10単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目2単位以上を含む。)	20以上	6 (第2欄の科目4単位以上を含む。)		14 (教育課程及び指導法に関する科目10単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目2単位以上を含む。)		
備考 略				備考 略					
(2) 中学校教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法				(2) 中学校教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法					
最低修得単位数	教職に関する科目				最低修得単位数	教職に関する科目			
	第1欄	第2欄	第3欄			第1欄	第2欄	第3欄	
	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
7以下	2 (第2欄の科目1単位以上を含む。)		3 (第3欄の科目2単位以上を含む。)		7以下	2 (第2欄の科目1単位以上を含む。)		3	
8以上 12以下	3 (第2欄の科目2単位以上を含む。)		5 (第3欄の教育課程及び指導法に関する科目2単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目1単位以上を含む。)		8以上 12以下	3 (第2欄の科目2単位以上を含む。)		5 (教育課程及び指導法に関する科目2単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目1単位以上を含む。)	
13以上 17以下	5 (第2欄の科目3単位以上を含む。)		8 (第3欄の教育課程及び指導法に関する科目4単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路		13以上 17以下	5 (第2欄の科目3単位以上を含む。)		8 (教育課程及び指導法に関する科目4単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に	

改正前				改正後			
			指導等に関する科目 2 単位以上を含む。)				関する科目 2 単位以上を含む。)
18以上	6 (第 2 欄の科目 4 単位以上を含む。)	10 (第 3 欄の教育課程及び指導法に関する科目 4 単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 単位以上を含む。)		18以上	6 (第 2 欄の科目 4 単位以上を含む。)	10 (教育課程及び指導法に関する科目 4 単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 単位以上を含む。)	
備考 略				備考 略			
(3) 高等学校教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法				(3) 高等学校教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法			
最低修得単位数	教職に関する科目			最低修得単位数	教職に関する科目		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄		第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
5 以下	2 (第 2 欄の科目 1 単位以上を含む。)	2 (第 3 欄の科目 1 単位以上を含む。)		5 以下	2 (第 2 欄の科目 1 単位以上を含む。)	2	
6 以上 8 以下	2 (第 2 欄の科目 1 単位以上を含む。)	4 (第 3 欄の教育課程及び指導法に関する科目 2 単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 1 単位以上を含む。)		6 以上 8 以下	2 (第 2 欄の科目 1 単位以上を含む。)	4 (教育課程及び指導法に関する科目 2 単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 1 単位以上を含む。)	
9 以上 11 以下	3 (第 2 欄の科目 2 単位以上を含む。)	6 (第 3 欄の教育課程及び指導法に関する科目 3 単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 単位以上		9 以上 11 以下	3 (第 2 欄の科目 2 単位以上を含む。)	6 (教育課程及び指導法に関する科目 3 単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2 単位以上を含む。)	

改正前				改正後			
			を含む。)				
12以上	4 (第2欄の科目3単位以上を含む。)	8 (第3欄の教育課程及び指導法に関する科目4単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目2単位以上を含む。)		12以上	4 (第2欄の科目3単位以上を含む。)	8 (教育課程及び指導法に関する科目4単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目2単位以上を含む。)	
備考 略				備考 略			
(4) 幼稚園教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法				(4) 幼稚園教諭に係る教職に関する科目の単位の修得方法			
最低修得単位数	教職に関する科目			最低修得単位数	教職に関する科目		
	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
9以下	2 (第2欄の科目1単位以上を含む。)	5 (第3欄の科目3単位以上を含む。)		9以下	2 (第2欄の科目1単位以上を含む。)	5	
10以上 14以下	3 (第2欄の科目2単位以上を含む。)	7 (第3欄の科目5単位以上を含む。)		10以上 14以下	3 (第2欄の科目2単位以上を含む。)	7	
15以上 19以下	4 (第2欄の科目3単位以上を含む。)	11 (第3欄の科目9単位以上を含む。)		15以上 19以下	4 (第2欄の科目3単位以上を含む。)	11	
20以上	6 (第2欄の科目4単位以上を含む。)	14 (第3欄の科目12単位以上を含む。)		20以上	6 (第2欄の科目4単位以上を含む。)	14	
備考 略				備考 略			
(5)・(6) 略				(5)・(6) 略			

様式第1号中「平成」を削り、「ちょうふ」を「貼付」に改める。

様式第2号中「平成」を削り、「禁錮^こ」を「禁錮」に改める。

様式第3号中「昭和
平成」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第4号中「平成」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「昭和
平成」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第4条関係)

実務に関する証明書					
本籍		都・道・府・県		氏名	
生年月日		年 月 日生		(旧氏名)	
ア 在職期間	職名	期間		期間計	実労働時間 勤務成績 1
		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日	時間
		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日	時間
		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日	時間
イ 上記期間のうち実際に勤務しなかった期間及び事由		期間 2		期間計	事由
		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日	
*アの期間の合計 - イの期間の合計 3					
施設名 4				電話番号	
所在地				認可等年月日 5 年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 実務証明責任者 6 <div style="text-align: right;">印</div>					
<p>1 勤務成績欄については、「良好」又は「不可」で判定してください。</p> <p>2 イの期間については、病気休職・育児休業など休職等期間を記載してください。この期間については、教育職員免許法附則第19項に規定する最低在職年数として認められません。</p> <p>3 *印の欄は、記入しないでください。</p> <p>4 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載してください。</p> <p>5 認可外保育施設の場合は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付年月日を記入してください。公立幼稚園の場合は、設置年月日を記入してください。</p> <p>6 当該施設の設置者となります。</p> <p>(注) 特例の対象として認められる勤務期間等(3年かつ4,320時間以上)について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要になります。</p>					

様式第8号中「昭和
平成」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第9号を次のように改める。

(教育職員)特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科、事項又は領域について)(教育職員)特別免許状を授与する。

(記)

(教科、事項又は領域名)

年 月 日

佐賀県教育委員会



(番号)

根拠規定

教育機関名

卒業又は修了の年月日

有効期間の満了の日

この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により佐賀県において効力を有する。

備考

様式第10号中「平成」を削る。

様式第11号その1から様式第11号その3までを次のように改める。

<p>(教育職員) 助教諭免許状</p> <p>本籍地 氏名 年 月 日生</p> <p>右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科、事項又は領域について)(教育職員) 助教諭免許状を授与する。</p> <p>(記) (教科、事項又は領域名)</p> <p>年 月 日 佐賀県教育委員会 印</p> <p>(番号) 根拠規定 基礎資格 教育機関名 卒業又は修了の年月日</p> <p>この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間佐賀県において効力を有する。</p> <p>備考</p>

(教育職員) 助教諭免許状
本籍地
氏名
年 月 日生
右の者に教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科、事項又は領域について)(教育職員)助教諭免許状を有するものとみなす。
(記)
(教科、事項又は領域名)
年 月 日
佐賀県教育委員会 印
(番号)
根拠規定
基礎資格
教育機関名
卒業又は修了の年月日
この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間佐賀県において効力を有する。
備考

<p>(教育職員) 助教諭免許状</p> <p>本籍地 氏名 年 月 日生</p> <p>右の者に教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより (左記の教科、事項又は領域について) (教育職員) 助教諭免許状を授与する。</p> <p>(記) (教科、事項又は領域名)</p> <p>年 月 日 佐賀県教育委員会 印</p> <p>(番号) 根拠規定 基礎資格 教育機関名 卒業又は修了の年月日</p> <p>この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間佐賀県において効力を有する。</p> <p>備考</p>
--

様式第12号及び様式第13号中「昭和
平成」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「ちょうふ」を「貼付」に

改める。

様式第13号の2中「平成」を削る。

様式第14号中「昭和
平成」を削り、「ちょうふ」を「貼付」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第15号中「昭和
平成」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第15号の2中「昭和
平成」を削る。

様式第16号中「平成」を削る。

様式第17号中「昭和
平成」を削り、「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第18号中「昭和
平成」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第9号及び様式第11号その1から様式第11号その3までの改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行前の際現に交付されているこの規則による改正前の教育職員免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第9号による（教育職員）特別免許状、旧規則様式第11号その1による（教育職員）助教諭免許状、旧規則様式第11号その2による（教育職員）助教諭免許状及び旧規則様式第11号その3による（教育職員）助教諭免許状は、それぞれこの規則による改正後の教育職員免許状に関する規則（以下「新規則」という。）様式第9号による（教育職員）特別免許状、新規則様式第11号その1による（教育職員）助教諭免許状、新規則様式第11号その2による（教育職員）助教諭免許状及び新規則様式第11号その3による（教育職員）助教諭免許状とみなす。